

鏡石町妊産婦にやさしい 遠方出産等支援助成事業

鏡石町では、遠方の医療機関まで移動が必要な妊産婦さんが、安全・安心に出産できるよう、交通費や宿泊費の助成を行っています。事前に相談窓口までご連絡ください。



対象者

- ① 町内に住所のある妊婦のうち、自宅（または里帰り先）から最も近い分娩取扱施設まで おおむね60分以上（※1）の移動時間を要する妊婦
- ② 医学的な理由等により、周産期母子医療センター（※2）で妊婦健康診査を受診するまたは出産する必要がある妊婦で、最も近い周産期母子医療センターまで おおむね60分以上（※1）の移動時間を要する妊婦
- ③ ①または②に該当する妊婦が、出産までの間、分娩取扱施設または周産期母子医療センターの近隣宿泊施設に宿泊した場合と、妊婦の支援のために同じ宿泊施設に宿泊した同行者
- ④ 最も近い産婦健診の実施が可能な医療機関等まで おおむね60分以上（※1）の移動時間を要する産婦
- ⑤ 最も近い産後ケア事業実施施設まで おおむね60分以上（※1）の移動時間を要する母子
- ⑥ 最も近い乳幼児健診の実施が可能な医療機関等まで おおむね60分以上（※1）の移動時間を要する乳幼児及びその保護者

（※1）医療機関等まで、妊産婦が選択した移動手段（タクシー、自家用車および公共交通機関等）において、地理的条件や気象条件、交通事情その他の事情等を勘案したうえで、標準的な移動時間がおおむね60分以上を要すると町長が認めた場合に限る

（※2）母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等に対応する施設

【交通費】

医療機関等までの移動に要した費用（往復分）を助成（妊婦健診：最大15回分、産婦健診：最大2回分、産後ケア事業：最大7回分、乳幼児健診：最大6回分）

（タクシーや公共交通機関の場合）	実	費	額
（自家用車の場合）	距離数（km）×25円×回数		

【宿泊費】

出産までの間、分娩取扱施設の近隣宿泊施設で宿泊した場合における宿泊費を助成（最大14泊分）※同行者は妊婦1人につき1人まで（関係性不問）

1泊あたりの実費額（11,800円を上限とする）×宿泊数

助成内容

申請方法

鏡石町妊産婦にやさしい遠方出産等支援事業助成金申請書（第1号様式）に、以下の書類を添付し、申請をしてください。

□交通費申請の場合：利用日および利用料金が確認できる領収書等

□宿泊費申請の場合：宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数および宿泊費が確認できる領収書等

□母子健康手帳

□振込先が確認できるもの（通帳やキャッシュカードの写し等）